

■学位論文内容要旨

内モンゴル自治区民族学校における教育指導に関する研究

—内モンゴル自治区民族学校の实地調査より—

鳥 云 (2016年度修了)

体罰という言葉に人間性にもとる野蛮さ、反教育的な匂いを感じる人も少なくないと思う。しかし、体罰に反対する人ばかりではない。体罰に教育的意義を認める人もいる。積極的に教育的価値を認めなくても体罰は時にはやむをえないのではないと思っている人もいと推測される。体罰は、中国内モンゴル自治区のモンゴル民族学校で存在しているが、その実態や教師の体罰に対する意識はこれまで明らかにされていない。

本論文は、五つの章から構成されており、序「研究及び調査の概要」では、研究の背景と目的、問題の所在、研究方法を述べている。研究目的としては、以下の4点があげられている。①中国内モンゴル自治区内のモンゴル民族学校において、モンゴル教師を対象に現地調査を行うことによって、体罰の実態を明らかにする。②民族学校における体罰について、教師の体罰に対する意識を明らかにする。③中国の対モンゴル民族政策、とりわけ教育関連の政策の歴史と現状を考察することによって、これらの政策がモンゴル民族の教育に与えた影響を検証する。④以上を踏まえて、今日の内モンゴル民族学校における教育指導上の問題、特に子ども、保護者、教師に起きている変化や問題を把握すると共に、体罰の解決策を追究する。

第一章「内モンゴル民族学校における教育指導」では、内モンゴル自治区は中国の一つとして、モンゴル民族固有の自然観、信仰、文化における教育思想について考察することによって、モンゴル民族教育の特徴をまとめている。中国の対モンゴル民族の教育政策の現状、中国の愛国主義教育とモンゴル民族のアイデンティティー、今日の保護者・子ども・教師に起きている変化等視点から考察する。モンゴル文化における体罰に当たる行為や用語を押さえた上で、今日のモンゴル民族の学校における「体罰」

の実態ならびに「体罰」に対する子ども、保護者、教師の考え方や問題点を明らかにしている。

第二章「日本における教育指導について」では、日本は学校体罰を法律で禁止しており、様々な対策も取り扱っているが、体罰事件が後を絶たない。体罰を巡る裁判も続発している。典型的な事例を挙げて、体罰事件が生起する要因を分析し、体罰の実態（体罰の与え方、与える箇所、教師の態度）を考察する。

第三章「調査の概要と結果」は、内モンゴル自治区のモンゴル民族学校で行った实地調査の結果を考察する。調査対象は今なお比較的伝統的な生活と文化ならびに教育が残っている地域の民族学校の教師であり、モンゴル語で作成された質問紙を無記名で行った。調査は「教師と生徒の信頼関係」「体罰の在り方」「体罰後効果の有無」「教師の体罰に対する考え方」等で、民族学校における体罰の実態および教師の意識や考え方を考察する。

第四章「内モンゴル民族学校における体罰への対策」では、モンゴル民族の教育上の課題になっている「体罰」は単なる指導方法の視点から捉えるべきものではなく、人権の問題としても考えなければならないことを論じている。民族学校における体罰を防止し、減少させ、最終の大目標として体罰を根絶する方法を検討する。

今後の課題として、内モンゴル民族学校における体罰の実態については、総合的な調査が行われておらず、その正確な数字把握できていない。表に出ない理由として、国や内モンゴル自治区が学生の受けた体罰やその問題点に注意を払ってこなかったことが背景にするとと思われる。その結果正確な実態が調査・把握されていないからであると思われる。また、社会が内モンゴル民族学校における体罰問題にほとんど関心を払ってこなかったことや、学校や教育部門が自分たちへの責任追及を恐れて隠して

いるためであると思われる。一方で、規則違反をした学生を体罰した教師や学校は正しいという声が根強く、被害者やその保護者が自分たちへの批判を恐れて言えないという問題もあると思われる。

体罰を根絶するためには、①学校においては、児童生徒一人一人を把握し、性向等についての理解を深め、教師と児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じてきめ細かな指導を行う。また、全教職員が一体となって、児童生徒の悩みを受け止め、積極的に教育相談やカウンセリングを行う。②教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教職員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。③学校における退学、停学及び訓告の懲戒処

分は真に教育的配慮を持って慎重かつ的確に行われなければならない。その際には、当該児童生徒等から事情や意見をよく聴く機会を持つ児童生徒等の個々の状況に十分留意し、その措置が単なる制裁にとどまることなく真に教育的効果を持つものとなるよう配慮すること。

凡 例

- 1) 論文の中で、モンゴル人の名前を中国では当て字（漢字やアルファベット）で記録する慣わしの通りに記した。
- 2) 年代表記について、基本は西暦表記としたが、初出の年のみ括弧内に中国年号も付記した。
- 3) 注は、各章ごとに掲載した。
- 4) 引用文書について、モンゴル語で書かれた資料は内モンゴル自治区で出版する慣わしの通りに翻訳した書名をそのまま記載した。
- 5) 参考文献・引用文献の発行年は西暦に統一した。
- 6) 内モンゴルでは、日本の幼児、児童、生徒、学生をすべて学生と称しており、本論文でもこれを準じて幼稚園から大学までをすべて学生と表現する。